

## 農地法5条転用届出書添付書類

必要書類	部数	内 容
農地転用届出書	1	届出書用紙は農業委員会事務局(市役所8階)にあります。
登記事項証明書 (原本)	1	<p>転用する土地の登記事項証明書(全部事項証明)を法務局へ請求し交付を受けてください。(6ヶ月以内のもの)</p> <p><b>(登記事項証明書の住所・氏名に注意してください。記入要領参照のこと。)</b></p> <p>譲渡人が相続による権利移転の登記を了していない場合は、真の相続人であることを証する書面等を添付してください。</p>
届出地の位置図	1	<p>都市計画図(1/2500)をもって転用位置を中心とするA3かA4サイズに作成してください。</p> <p>※もしくは、都市計画証明(有料)を市役所本館6階の都市生活サービス課にて申請し、交付を受けてください。</p>
小作地 〔残存小作 賃貸借権 使用貸借権〕の 解約等の許可を 証する書面	1	<p>転用する土地が小作地(残存小作・賃貸借権)の場合は、転用に先立って小作解約についての知事の許可を受け(農地法第18条第1項の許可)その写しを添付してください。</p> <p>なお、合意による解約等が書面で明らかであり、許可を要せず通知でよい場合は、転用届出書と同時又は事前に通知書(農地法第18条第6項)を農業委員会に提出してください。</p> <p>使用貸借権の場合は、解約届を同時又は事前に提出してください。</p>

添付書類ではありませんが、転用届出をする前に手続を済ませておいてください。

土地改良区 受理証明書	届出地が土地改良区の区域内にある時は「農地転用等の通知書」を、地区総代を通じて土地改良区へ提出してください。
道後平野土地 改良区受理証明書	届出地が道後平野土地改良区の区域内にある時は、道後平野土地改良区事務所に「農地転用通知書」を提出してください。 (朝生田町1丁目12-19 TEL943-0922)